

水道水の水質改善・安全性向上およびそのための農業の質の向上についての要望書

【報告】令和 4 年秋田市の水道水中に EU の飲用水中農薬類の基準 **（全ての農薬について 100ng/L 未満）** を 8.7 倍を超える高濃度の神経毒性の強い農薬ネオニコチノイド系農薬が秋田県立大学、東京大学等の共同研究で確認されたことを受け、令和 5 年も引き続き同市水道水中のネオニコチノイド系農薬濃度を 8 月 14 日から 3 日間連続で測定したところ、**ジノテフランは 3 日間とも昨年の最高値を遥かに超え、最高で EU 基準の 30 倍を超える 3000ng/L 以上で検出**されました。最高値を示した 8 月 16 日は**測定 8 種類中 2 種類（ジノテフラン、スルホキサフロル）が 500 ng/L を超えたとともに、測定した 8 種類のネオニコチノイド系農薬の合計で EU が飲用水中農薬類の総濃度の基準としている 500ng/L の 7.2 倍を超える大変危惧すべき高濃度の農薬が秋田市の水道水中から検出されました。**この結果は秋田市のみの測定結果ですがネオニコチノイド系農薬の使用実態から鑑みますと、秋田県内全域でも影響が心配されます。

【要望】そこでお願いです。秋田県全域の水道水中のネオニコチノイドを含む全ての農薬濃度の実態を調査し確認いただくとともに、すでにネオニコチノイドの結果から水田で使用される農薬が水道水中で高濃度となる状況が明らかとなりました秋田市の水道水については、早急な対策や対策の指示、財政を含めた支援等を進めていただきたくお願い申し上げます。ネオニコチノイドは人間にとりましては脳機能などへの影響が強く危惧されております。特に発達過程の子供や乳幼児への影響が大変心配されます。対策をできるだけ早く施していただきたく強くお願い申し上げます。

ネオニコチノイド系農薬濃度の上昇期や、処理効果などについて秋田県立大学や東京大学等が共同で調査研究を進めているところですので、できる限りご助言や支援をさせていただく所存です。対策としては浄水場での適切な粉末活性炭処理や、緊急的な安全対策として家庭や学校などで、効果が期待できる種類の浄水器設置への補助などが考えられます。緊急な対応体制の確立と財政的支援を要望させていただきます。

また、県民の飲料水の危険性を高めているとともに、秋田の豊かな生態系を壊し、健全な生態系を介した物質循環を崩す恐れのあるネオニコチノイド系農薬などの化学農薬をできるだけ使わない農業への転換を進めてください。薬剤に依存しがちな大規模農業だけでなく中小の多様な農業経営の健全で元気な継承・発展への支援、そのための農法開発や技術導入支援（例えば選別機導入や畦草の高刈り機導入補助など）を農林サイドからも強く進め秋田の稲作の安全ブランド強化と秋田県農業の振興を推進いただきますようお願いいたします。

県民の命と暮らしの安全を守り、主要産業の農業の質と元気の向上を主導的に推進いただきますよう、どうかよろしくようお願い申し上げます。

令和 5 年 10 月 27 日

秋田の環境を考える県民の会
代表 秋田県立大学生物資源科学部准教授 近藤正

【資料】

採取地/試料濃度	2023年								合計	
	Dinotefran ng/L	Acetamiprid ng/L	Chlotianidin ng/L	Thiacloprid ng/L	Imidacloprid ng/L	Nitentipirum ng/L	Sulfoxafloer ng/L	Thiametoxam ng/L		
大潟村水道水 8/14	3.30	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.72	4
大潟村水道水 8/15	3.52	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.71	4
大潟村水道水 8/16	2.67	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	3
秋田市水道水 8/14	1295	0.86	7.19	0.78	6.79	N.D.	106	14.0	1431	
秋田市水道水 8/15	2794	1.03	8.46	1.02	7.62	N.D.	429	18.3	3259	
秋田市水道水 8/16	3063	1.04	8.87	1.06	8.25	N.D.	511	19.5	3613	
超純水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	

注：本表中の測定結果の表示では、有効数字は反映していません。

【追記】

先般、県議会委員会で昨年の結果に基づいて安全性に関する質問がありました。その際の回答は「国の基準未満なので安全性に問題はない」でした。国の水道水での農薬濃度目標値は内閣府食品安全委員会が決めた ADI に基づいて算出されていることは承知しております。ADI により安全を担保することは WHO や OECD でも認められていることも承知しております。しかしながら WHO も OECD も単一物質の曝露と影響の比較に基づくリスク評価のみでは、複数物質の同時曝露に基づくリスクの評価（いわゆる「複合影響評価」）が不十分であることを認めております。このため作用、構造、環境動態等が類似する複数物質による複合影響評価については、WHO/IPCS が段階的評価の枠組み(※1)を提案し、OECD でガイダンス文書(※2)が刊行されているところです。従って、今回のジノテフランとスルホキサフロルが個別の ADI による基準値未満であっても、複合影響を配慮すると、国際的な通念からしても「国の基準未満だから安全」と断言できないと思われます。

(※1) Meek, et al., “Risk assessment of combined exposure to multiple chemicals: A WHO/IPCS framework”, Regulatory Toxicology and Pharmacology, 60, S1-S14 (2011).
<https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0273230011000638?via%3Dihub>

(※2) “Considerations for Assessing the Risks of Combined Exposure to Multiple Chemicals”, OECD Series on Testing and Assessment No. 296 (2018).
<https://www.oecd.org/chemicalsafety/considerations-for-assessing-the-risks-of-combined-exposure-to-multiple-chemicals-ceca15a9-en.htm>